質問回答書			
ＮＯ	質問事項	回答	備考
1(1)	当社の貸切バス事業における運行管理者を、今回の町の路線バス運行業務に係る運行管理責任者として選任することは可能でしようか。	自家用有償旅客運送の運行管理体制において、法令上必要な資格を有している者が選任されていれば、兼任することは可能です。ただし、適正な運行管理及び安全確保に支障が生じない体制であることが前提となります。 個々の状況に応じた最終的な判断については、運輸支局にお問い合わせください。	
1(2)	町の運行管理担当者が、当社の貸切バス事業における運行管理者を兼務することは可能でしょうか。	もし、ご質問が文面どおり「町の運行管理担当者」である場合は、町の運行管理担当者が御社の貸切バス事業における運行管理者を兼務することは予定しておりません。なお、地方公務員法第 38 条の規定により、町職員の兼業は制限されています。	
1(3)	運転者と運行管理者の兼務が認められる条件について、ご教示ください。	自家用有償旅客運送及び道路交通法等の関係法令に基づき、兼務を行う者が必要な資格を有し、かつ安全運行や法令順守に支障がない勤務体制・労務管理が確保されている場合に認められます。 個々の状況に応じた最終的な判断については、運輸支局にお問い合わせくださ	

		い。	
1(4)	今回使用する25名乗りマイクロバスの運転に必要な免許区分について、ご教示ください。中型免許、大型免許または大型第二種免許のいずれが必要となるのでしょうか。	今回使用する車両（25名乗りマイクロバス）の運転には、中型免許（又は大型免許）が必要です。なお、自家用有償旅客運送においては道路運送法上の「事業用自動車」ではないため、原則として第二種免許は必須ではありません。	仕様書11(1)
1(5)	町が所有する白ナンバー車両を使用し、運賃200円を収受して運行する場合、道路運送法上、どのような運行制度に該当するのでしょうか。	道路運送法第78条第２号に規定する自家用有償旅客運送のうち道路運送法施行規則第51条第1項第1号に規定する交通空白地有償運送に該当します。	仕様書５
1(6)	今回の運行に必要な運転免許、資格および国土交通大臣認定有償運送運転者講習の受講要件について、ご教示ください。	今回の運行に必要な運転免許については、本回答書1(4)のとおりです。資格については、仕様書11(1)に記載のとおりです。国土交通大臣認定有償運送運転者講習の受講要件は、第一種運転免許保有者で効力が過去２年以内に停止されていないことです。詳細は、講習実施機関にお問い合わせください。	仕様書11(1)
2(1)	運賃200円の収受方法について、現金、回数券、キャッシュレス決済等のどの方法を採用されているのでしょうか。	運行開始時は現金による収受を予定しております。ただし、利用状況等により、将来的に変更になる可能性はあります。	
2(2)	運賃の収受は、運転者が直接行う方法でしょうか。それとも運賃箱等の設備を使	車内に運賃箱を設置する予定です。	

	用する方法でしょうか。		
2(3)	回収した運賃の集計、保管、入金および町への納付について、具体的な方法と受託事業者の業務範囲をご教示ください。	受託事業者において日々の売上金の集計及び厳重な保管を行い、指定された期日・手順に従って町へ納付していただきます。詳細な事務手順は契約締結時に協議の上決定します。	
2(4)	運賃箱等の設置・修理・交換費用ならびに現金管理に係る費用は、町と受託事業者のどちらが負担するのでしょうか。	運行開始時の運賃箱の設置費用については、町負担となりますが、修理に係る費用は業務委託料に含むものとします。ただし、受託事業者の責めに帰すべき事由による大規模な修理が生じた場合については、町と受託事業者とが協議して定めるものとします。なお、現金管理については、本回答書2(3)のとおりです。	
2(5)	運賃の過不足が発生した場合の対応方法について、ご教示ください。	運賃収受において過不足が生じた場合の速やかな報告手順及び処理方法については、業務開始前に取り決めを行います。	
3(1)	運行に使用する車両には、現在どのような設備が設置されているのでしょうか。	運行に使用する車両は現在手配中ですが、以下の設備を搭載する予定です。 <マイクロバス> 電動補助ステップ、折戸扉（オート)、乗降口両側手すり、電動格納ミラー、乗降中注意灯、乗客降車合図装置、運転席後仕切、運賃箱、団体名名札差し、ドライブレコーダー（前後)、マ	

		イクアンプ、マイクジャック、ピンマイク、サイドバイザーほか <ハイエース> 電動補助ステップ、自動開閉ドア、ドア周辺手すり、乗降中注意灯、乗客降車合図装置、車内放送装置、運賃箱、ドライブレコーダー（前後）、サイドバイザーほか	
3(2)	ドライブレコーダーおよびＧＰＳ機器の設置状況について、ご教示ください。	ドライブレコーダーについては、本回答書３(1)のとおりです。ＧＰＳ機器の設置については、データ公開も含めて検討しているところです。	
3(3)	未設置の場合、機器の購入費および取り付け費用は、町と受託事業者のどちらが負担するのでしょうか。	本回答書３(2)で回答したとおりです。なお、受託事業者都合による設置の場合は、受託事業者の負担となります。ただし、車両への装備を要する場合は町と協議の上で設置可否を決定することになります。	
3(4)	ＧＰＳの通信費、システム利用料、機器の修理・交換費用についても、負担区分をご教示ください。	町都合によるＧＰＳ機能の設置の場合は、町の負担とし、受託事業者都合による設置の場合は受託事業者の負担となります。	
3(5)	その他、運行に必要な無線機、運行管理機器、乗降確認機器等について、設置が必要な設備と費用負担をご教示ください。	町が設置を想定している他の機器は、現時点でありません。ただし、本業務の遂行に必要な機器等がある場合は、必要に応じて設置を協議するものとします。	

4(1)	仕様書第13項(1)に記載されている車両維持管理に係る費用には、車検費用、法定点検費用、消耗品、部品交換費用および故障修理費用等がすべて含まれるのでしょうか。	本回答書4(2)の場合を除き、お見込みのとおりです。	
4(2)	車両の経年劣化や通常使用による故障が発生した場合の修理費用についても、受託者の負担となるのでしょうか。	通常使用に伴い発生する軽微な故障及び修理については、業務委託料に含みます。なお、経年劣化による重度の故障や受託事業者の責めに帰すことができない事由よる大規模な修理が生じた場合については、町と受託事業者とが協議して定めるものとします。	
4(3)	車両および各種設備の日常点検、定期点検、修理・交換について、町と受託事業者の役割分担をご教示ください。	本プロポーザルにおいては、運行主体は町であり、運行管理全般を業務委託することとしています。車両及び各種設備の日常点検、定期点検、修理・交換については、受託事業者の責任において実施していただくことになります。	
4(4)	車両の自動車税、重量税および自賠責保険料については、町と受託事業者のどちらが負担するのでしょうか。	町所有の車両については、地方税法第148条の規定により自動車税は非課税となります。重量税及び自賠責保険料は業務委託料に含むものとします。	
4(5)	燃料費、オイル、タイヤ等の消耗品費、車両清掃費および洗車費についても、負担区分をご教示ください。	燃料費、オイル、タイヤ等の消耗品費、車両清掃費及び洗車費は、業務委託料に含むものとします。様式第	様式第５号

		５号の燃料費及び車両維持管理費に計上してください。	
４(6)	運行中に設備の故障や不具合が発生した場合の対応方法および費用負担について、ご教示ください。	緊急時の対応手順及び発生した費用の負担については、町と受託事業者とが協議の上、業務開始前に定めるものとします。	
５(1)	町が加入する車両の任意保険について、対人・対物賠償、人身傷害、搭乗者傷害等の補償内容および補償限度額をご教示ください。	町が加入する予定の車両の任意保険は、対人責任額無制限、対物責任額無制限です。運行主体は町であることから事故が起きた際の補償は町が行うことになります。	
５(2)	仕様書第 15 項(1)の「運転者に係る保険については受託者において加入するものとする」とは、具体的にどの保険を指すのでしょうか。	自家用有償旅客運送の業務従事中の事故やケガ等に備えて、受託事業者の責任においてご加入いただく労働災害補償保険や、事業者向けの各種傷害保険等を指しています。	
５(3)	受託者が加入すべき保険の補償内容、補償額および加入条件について、ご教示ください。	法令で義務付けられている保険（労働災害補償保険など）のほか、業務の安全性を確保するために受託事業者が必要と判断する各種保険にご加入ください。町から指定する保険はありません。	
５(4)	町が加入する任意保険と、受託者が加入する運転者に係る保険の補償範囲について、重複する部分や不足する部分がないか確認させていただきたいと存じます。	町が加入する予定の任意保険は５(1)で回答したとおりです。詳細については、受託候補者として選定された場合に協議させていただきます。	

6(1)	車両が使用できなくなった場合、代替車両は町と受託者のどちらが手配するのでしょうか。	本業務では、代替車両による運行は想定しておりません。車両が使用できなくなった場合は、町と受託事業者とが協議の上、運休等の対応を行います。	
6(2)	受託者が代替車両を手配する場合、町所有の白ナンバー車両を使用することになるのでしょうか。それとも、受託者が所有する貸切バス（緑ナンバー車両）を使用することも可能でしょうか。	同上	
6(3)	代替車両の手配に伴う車両借上料、回送費、燃料費、保険料等の費用は、町と受託者のどちらの負担となるのでしょうか。	同上	
6(4)	代替車両を手配するまでの間、運休となった場合の対応および受託者の責任範囲についてご教示ください。	本回答書6(1)のとおりです。	
6(5)	代替車両を使用する場合、事前の承認や届出、車両の登録等について必要な手続きがあればご教示ください。	本回答書6(1)のとおりです。	
7(1)	上記以外に、受託事業者が負担する必要のある費用があれば、その内容をご教示ください。	仕様書及び本回答書において、町が負担する費用又は別途協議するとした費用を除き、本業務の実施に必要な費用は業務委託料に含むものとします。なお、受託事業者の責めに帰すべき事由による損害については、	

		受託事業者が費用を負担するものとします。	
7(2)	運行業務に付随する事務作業、運行記録の作成・提出、運賃の管理等について、受託事業者が担う業務範囲をご教示ください。	仕様書 10 に記載のとおりです。	仕様書 10
7(3)	見積金額の算定にあたり、町が負担する費用と受託事業者が負担する費用の区分を明確にしておきたく存じます。	本回答書７(1)のとおりです。	